

品質管理システム概要書 (2017年9月1日現在)

監査事務所名 明星監査法人  
代表者名 木本 恵輔

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

(1) 品質管理に関する責任

当法人では、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。また、品質管理担当責任者は、社員会で決定することとしております。

(2) 不正リスクへの対応

当法人では、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定めております。また、不正リスクに関する品質管理に関する責任は、品質管理担当責任者が負うと定めております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために日本公認会計士協会が定める倫理規則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針を定めております。

(2) 独立性

当法人は、当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守していることを確認するために、独立性に関するチェックリストを用いて、当法人及び専門要員の独立性を確認する手続を実施しております。また、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対する適切な措置を講じることとしております。

(3) ローテーションの方針及び手続

上場企業及び大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者等の関与期間について、7会計期間以内のローテーションを義務付けております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

(1) 方針及び手続の概要

監査契約を新規に締結するに先立ち、また既存の監査契約の更新の是非について、監査業務の質を確保するべく、関与先の誠実性を考慮すると同時に、受嘱する監査事

務所としての規模や能力等の適格性についても検討を加え、社員会の決議により決定することとしております。

(2) 不正リスクへの対応

監査契約の新規の締結及び更新については不正リスク等を考慮して、監査関与先の監査契約の締結及び更新に伴うリスクの程度を評価しております。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 方針及び手続の概要

専門要員の採用にあたっては、職業専門家としての経験・能力及び適性について十分に検討することとしております。その上で職業倫理の徹底や専門能力の向上のために必要な教育・訓練を実施し、その評価を踏まえて採否を決定しております。

また、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度であるCPEの必要単位を取得することを義務付けると共に、必要に応じて集合研修を行うこととしております。

(2) 不正リスクへの対応

専門要員に対して、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発出来るよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

また、監査チームの編成に当たり、不正に関する専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会等から公表された諸基準、委員会報告、実務指針などに準拠した監査マニュアル等を定めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、監査チーム内で十分な検討を行うこととし、必要に応じて、当法人内外の専門的な知識、経験等の保有者へ問合せを行い、入手した見解を検討することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

個別監査業務ごとに審査担当者を選任し、所定の品質管理規程に基づいて監査計画及び監査意見形成のための審査を行っております。

審査担当者は、その職責を全うするために、当法人の品質管理規程により、審査対象会社からの独立性を確保するとともに、審査対象会社及びその業界に対する専門的知識と監査に関する実務経験の保持が求められております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違に関しては、監査責任者が品質管理担当責任者と協議を行い解決することとしておりますが、解決されない場合は、社員会は、当法人内外の専門的な知識、経験等の保有者へ問合せを行い、監査上の判断の相違を解決すること

としております。

なお、見解の相違が解決されない限り、監査報告書を発行しないこととしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査報告書日(監査調書に複数の監査報告書が含まれる場合には、最も遅い監査報告日)以後60日以内に、監査調書の最終的な整理を完了することとしております。監査調書の保存期間については最終的な整理が完了した後10年間としております。

(6) 不正リスクへの対応

監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、不正リスクに適切に対応出来るよう、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。監査責任者は、監査業務の監督及び監査調書を査閲する責任を負っております。

専門的な見解の問合せの方針及び手続

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて、当法人内外の専門的な知識、経験等の保有者へ問合せを行い、入手した見解を検討することとしております。

審査の方針及び手続

審査担当者は、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断について評価し、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することとしております。

## 6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムの監視については、品質管理担当責任者が担当し、個別の監査業務の実施状況を定期的に検証することとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理のシステムの監視過程において、不備が発見された場合には、品質管理担当責任者は速やかに必要な措置を指示又は実施することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人の内外からもたらされる情報を受け付け、適切に対処することを合理的に確保するための方針及び手続を品質管理規程に定めております。

(4) 不正リスクへの対応

監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠していることを確認することとしております。

また、当法人内外からもたらされた不正リスクに関する情報については、適時に監査責任者へ伝達し、監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者へ報告することとしております。

## 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

### (1) 方針及び手続の概要

監査人の交代に際して、監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠し、前任の監査事務所から十分な情報を入手し、又は後任の監査事務所に十分な情報を提供することとしております。

### (2) 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して、監査責任者は、監査人の交代に際して監査チームが実施した引継の状況について、品質管理担当責任者へ報告されていることを確認することとしております。

## 8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するための方針及び手続を品質管理規程に定めております。

## 9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A 4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図(A 4判に限る。)を添付することができる。
2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を「不正リスクへの対応」という見出し等を付して明瞭にすること。
3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。
4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。